

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

平成21年6月29日
厚生労働省医薬食品局総務課

平成18年度から薬学教育6年制が導入された趣旨を踏まえ、平成24年から実施される薬剤師国家試験の試験科目の見直しを行います。

つきましては、別添の改正案に関しまして御意見のある場合には、下記により提出してください。皆様からいただいた御意見については、最終的な決定に際しての参考とさせていただきます。

なお、提出していただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. ご意見募集期間

平成21年7月28日（火）必着 ※郵送の場合は同日必着

2. 提出方法

御意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

提出していただく御意見等には必ず「薬剤師法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」と明記して提出してください。

なお、電話による御意見の提出・お問い合わせはお受けできかねますので御了承ください。

○インターネットの場合 (ここをクリックしてください)

* 入力するフォームの「※件名」欄に「薬剤師法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」と入力してください。

(ファイル形式はテキスト形式でお願いします)

○郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局総務課あて

○FAXの場合

FAX番号：03-3591-9044

厚生労働省医薬食品局総務課あて

3. ご意見提出上の注意

提出していただく御意見等は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人の場合は法人名・所在地を明記してください。これらの情報は、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

1. 薬剤師法施行規則の一部改正の趣旨

- 薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）第8条において、薬剤師国家試験の科目は、「基礎薬学」、「医療薬学」、「衛生薬学」及び「薬事関係法規及び薬事関係制度」とされているところ。
- 今般、「薬剤師国家試験出題制度検討会」報告書（平成20年7月8日）を踏まえ、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の一部を改正し、薬剤師国家試験の問題区分及び科目の見直しを行う。

2. 薬剤師法施行規則の一部改正の内容

1. 薬剤師国家試験は、必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあっては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）して行うものとする。
2. 必須問題の試験科目は、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」の7科目とする。
3. 一般問題のうち薬学理論問題の試験科目は、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」の6科目とし、一般問題のうち薬学実践問題については、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」の7科目とする。

（注）薬剤師国家試験の問題区分のうち、薬学実践問題については、「実務」に関する出題のほか、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」それぞれと「実務」を組み合わせた問題（組合せ問題）、および、「実務」に係る実践的な資質とその基礎を成す「物理・化学・生物」、「衛生」、「法規・制度・倫理」それぞれにおける基本的資質とを複合的に確認する問題（複合問題）を出題することとしている。

3. 公布日

平成21年12月上旬

4. 施行期日

平成23年4月1日

本改正は、平成24年（平成23年度）の薬剤師国家試験より適用され、その受験者に対し、十分な周知期間をおく必要があるため、早急に公布する必要がある。

【参考】

平成16年に学校教育法（昭和22年法律第26号）及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）が改正され、平成18年度から新たな薬学教育課程として6年制課程が導入されるとともに、6年制課程を修めて卒業した者に薬剤師国家試験の受験資格が与えられることとされた。

また、平成19年6月から「薬剤師国家試験出題制度検討会」において、新たな6年制課程において習得した知識、技能及び態度に関し、これから医療の担い手として求められる資質を的確に確認するに相応しい薬剤師国家試験制度のあり方について検討を行い、平成20年7月8日、「薬剤師国家試験出題制度検討会」報告書が取りまとめられた。

本報告書では、新たな薬剤師国家試験は、

- ・ 平成24年の薬剤師国家試験から適用されることが適当であること、
- ・ 薬剤師は、実践において、現行の出題科目（基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、薬事関係法規及び薬事関係制度の4科目）ごとの知識等を個別に資質として発揮しているのではなく、複数の知識等を複合的に発揮していると考えられること、
- ・ そのため、出題については、科目別に試験を行うのではなく、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認する問題（必須問題）と、薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質を確認する問題（一般問題：薬学理論問題、薬学実践問題）とに分けて試験を行うことによって、薬剤師として求められる資質の有無をより的確に確認することが適当であること、
- とされている。

詳細は、参考資料「新薬剤師国家試験について」を参照。

新薬剤師国家試験について

1. 見直しに至る経緯

近年、患者本位の医療の実現に向けて医療制度が大きな変革を遂げ、また、医療の高度化、多様化、医薬分業の進展など、薬剤師を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中、最適な薬物療法の提供、服薬指導、医療の安全確保など幅広い分野において、医療の担い手としての薬剤師に寄せる期待がこれまでにも増して大きくなっている。

このため、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を輩出すべく、平成18年度から新たな薬学教育課程として6年制課程が導入されるとともに、6年制課程を修めて卒業した者に薬剤師国家試験の受験資格が与えられることとなった。

このような状況の下、国民の期待に応えうる薬剤師を輩出する観点に立って、新たな6年制課程において習得した知識、技能及び態度に関し、これから医療の担い手として求められる資質を的確に確認するに相応しい薬剤師国家試験制度のあり方について、平成19年6月に「薬剤師国家試験出題制度検討会」において検討を行い、平成20年7月に報告書がとりまとめられた。

2. 見直しに当たっての基本的な考え方

薬学教育年限の延長とそれに伴って薬剤師国家試験の受験資格が見直された趣旨に照らし、薬剤師国家試験を通じて、基礎的な知識や技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力などを確認する必要がある。

また、多様かつ複雑な医療の実際において、薬剤師が医療の担い手として真に役割を果たすには、時として自らが有する知識等の範囲を超える未知の事象・事案に対して、6年制課程で習得した知識・技能・態度等を最大限発揮して、資格者として責任ある行動をとることが求められる。

薬剤師国家試験を通じて、薬剤師資格を有する者として必要とされる基本的な知識等のほか、薬学の全領域に及ぶ一般的な理論や、医療を中心とした実践の場において必要とされる知識・技能・態度等を確認する必要がある。また、薬学に関する基本的な知識等と実践に関する総合的能力が体系的に習得されているか否かを確認することも重要である。

3. 改善すべき事項

(1) 試験科目の見直し

薬剤師国家試験の科目については、薬剤師が実践において現行の出題科目（基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、薬事関係法規及び薬事関係制度の4科目）ごとの知識等を個別に資質として発揮しているのではなく、複数の知識等を複合的に発揮していると考えられるため、科目別に行う試験を見直して、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認する問題（必須問題）と、薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質を確認する問題（一般問題）とに分けて試験を行うことによって、薬剤師として求められる資質の有無をより的確に確認することとする。

具体的には、試験を、必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあっては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）したうえで、科目を「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」として行うこととする。

なお、一般問題のうち、薬学理論問題は「実務」を除く科目で行うこととする。また、薬学実践問題は、「実務」に加え、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」それぞれと「実務」を組み合わせた問題（組合せ問題）、及び、「実務」における実践的な資質とその基礎を成す「物理・化学・生物」、「衛生」、「法規・制度・倫理」それぞれに係る基本的資質とを複合的に確認する問題（複合問題）として行うこととする。

(2) 出題基準の見直し

新たな出題基準は、6年制教育の導入が国民の期待に応えうる薬剤師を輩出することを目的としたものであることを踏まえて、6年制教育導入の基礎となった「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」の項目を基本とすることが適当である。

新たな出題基準の体系は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」の項目について、現行の出題基準の体系を参考に、「大項目」、「中項目」、「小項目」として整理し、さらに「小項目」については、参考としてその具体例を例示することとする。

また、出題基準は、従来おおむね5年を目途に見直しを行ってきたが、急速な学術の進歩及び薬剤師業務の変化・進展に鑑み、少なくとも4年を目途に見直しを行うこととする。

(3) 試験出題形式及び解答形式の見直し

試験は、正答肢を選択する問題（一問一答形式、正答の設問肢が一つではない形式又は解答肢の全ての組合せの中から正答肢を選択する形式）を基本とするが、そのほか、実践に即した問題解決能力を確認する観点から、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題などを出題することも必要である。また、「必須問題」などの場合にあっては、設問の正誤を一問一答形式で問うことを基本とする。

なお、出題に関連する情報をその一部に含む小冊子や画像等の資材（例：添付文書情報）を問題とともに配付・供与し、その活用によって解答を導いていく方式など、実務に即した技能・態度等を確認することが可能と思われる方式については、積極的に取り入れていくこととする。

(4) 試験問題数の見直し

ア) 必須問題

必須問題は、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」からそれぞれ 15 問、「実務」から 10 問、「物理・化学・生物」から 15 問、「衛生」から 10 問、および「法規・制度・倫理」から 10 問を確保する。

以上により、「必須問題」は 90 問となる。

イ) 一般問題

a) 薬学理論問題

一般問題のうち薬学理論問題は、「実務」以外で構成することとし、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」からそれぞれ 15 問、「物理・化学・生物」から 30 問、「衛生」から 20 問、および「法規・制度・倫理」から 10 問を確保する。

以上により、「一般問題（薬学理論問題）」は 105 問となる。

b) 薬学実践問題

一般問題のうち薬学実践問題は、「実務」から 20 問を確保するとともに、「実務」に「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」をそれぞれ組み合わせた連問形式の問題（組合せ問題）として 60 問を確保する。

また、「実務」に係る実践的な資質とその基礎を成す「物理・化学・生物」、「衛生」、「法規・制度・倫理」それぞれにおける基本的資質とを複合的に確認する問題（複合問題）として 70 問を確保する。

以上により、「一般問題（薬学実践問題）」は 150 問となる。

以上により、薬剤師国家試験の出題数は 345 問となる。

(5) 合格基準

以下のすべてを満たすこと。

- ① 全問題への配点の 65 %を基本とし、問題の難易を補正して得た実際の総得点以上であること。
- ② 一般問題（薬学理論問題）及び一般問題（薬学実践問題）について、構成する各科目的得点がそれぞれ配点の 35 %以上であること。
- ③ 必須問題について、全問題への配点の 70 %以上で、かつ、構成する各科目的得点がそれぞれ配点の 50 %以上であること。

(6) 過去に出題された試験問題（既出問題）の取扱い

既出問題のうち、薬剤師に必要な資質を的確に確認することが可能な良質な問題として一定の評価が与えられた問題を活用することとし、その割合は、現行制度と同程度（20 %程度）とする。

なお、既出問題の活用にあたっては、単なる正答の暗記による解答が行われないよう、問題の趣旨が変わらない範囲で設問及び解答肢などを工夫する。

4 実施時期

新たに策定する出題基準を含め、平成 24 年（平成 23 年度）の国家試験から適用する。

出題分野・科目・出題区分・出題数

- (注1) 「科目」の名称は、薬剤師国家試験出題制度検討会報告書(平成20年7月)にて、記されているものに同じ。
 (注2) 「出題分野(出題基準)」における各表記・括弧内番号は、今後、出題基準の策定作業において整理される。
 (注3) 「複合問題」は、①「実務」と「物理・化学・生物」、②「実務」と「衛生」、③「実務」と「法規・制度・倫理」である。
 (注4) 「組合せ問題」は、①「薬理」と「実務」、②「薬剤」と「実務」、③「病態・薬物治療」と「実務」である。

科 目	出題分野(出題基準)		出題区分		出題数	
	大項目		中項目			
	※「小項目」及び「小項目の例示」は省略		必須問題	一般問題		
物理 化学 生物	物質の物理的性質	(1)物質の構造 (2)物質の状態Ⅰ (3)物質の状態Ⅱ (4)物質の変化	15問	30問	15問 (複合①)	
	化学物質の分析	(1)化学平衡 (2)化学物質の検出と定量 (3)分析技術の臨床応用				
	生体分子の姿・かたちをとらえる	(1)生体分子を解析する手法 (2)生体分子の立体構造と相互作用				
	化学物質の性質と反応	(1)化学物質の基本的性質 (2)有機化合物の骨格 (3)官能基 (4)化学物質の構造決定				
	ターゲット分子の合成	(1)官能基の導入・変換 (2)複雑な化合物の合成				
	生体分子・医薬品を化学で理解する	(1)生体分子のコアとパート (2)医薬品のコアとパート				
	医薬品の開発と生産	(2)リード化合物の創製と最適化				
	自然が生み出す薬物	(1)薬になる動植物 (2)薬の宝庫としての天然物 (3)現代医療の中の生薬・漢方薬				
	生命体の成り立ち	(1)ヒトの成り立ち (2)生命体の基本単位としての細胞 (3)生体の機能調節 (4)小さな生き物たち				
	生命をミクロに理解する	(1)細胞を構成する分子 (2)生命情報を担う遺伝子 (3)生命活動を担うタンパク質 (4)生体エネルギー (5)生理活性分子とシグナル分子 (6)遺伝子を操作する				
	医薬品の開発と生産	(3)バイオ医薬品とゲノム情報				
	生体防御	(1)身体をまもる (2)免疫系の破綻・免疫系の応用 (3)感染症にかかる				
衛 生	健康	(1)栄養と健康 (2)社会と集団と健康 (3)疾病の予防	10問	20問	10問 (複合②)	
	環境	(1)化学物質の生体への影響 (2)生活環境と健康				

科 目	出題分野	出題基準	出題区分			出題数	
			必須問題	一般問題	漢字理論問題	漢字実践問題	
薬理	大項目	中項目					
	※「小項目」及び「小項目の例示」は省略						
薬理	薬の効くプロセス	(1)薬の作用と生体内運命(薬の運命以外) (2)薬の効き方Ⅰ (3)薬の効き方Ⅱ	15問	15問	10問 (組合せ①)	40問	
薬理		(1)薬の作用と生体内運命(薬の運命) (4)薬物の臓器への到達と消失 (5)薬物動態の解析	15問	15問	10問 (組合せ②)	40問	
薬理	製剤化のサイエンス	(1)製剤材料の性質 (2)剤形をつくる (3)DDS(薬物送達システム)					
病態 薬物 治療	薬物治療	(1)体の変化を知る (2)疾患と薬物治療(心臓疾患等) (3)疾患と薬物治療(腎臓疾患等) (4)疾患と薬物治療(精神疾患等) (5)病原微生物・悪性新生物と戦う	15問	15問	10問 (組合せ③)	40問	
法規 制度 倫理	薬物治療に役立つ情報	(1)医薬品情報 (2)患者情報 (3)テーラーメイド薬物治療を目指して					
法規 制度 倫理	薬学と社会	(1)薬剤師を取り巻く法律と制度 (2)社会保障制度と薬剤経済 (3)コミュニティーファーマシー	10問	10問	10問 (複合③)	30問	
法規 制度 倫理	医薬品の開発と生産	(1)医薬品開発と生産のながれ (4)治験 (5)バイオスタティスティクス					
法規 制度 倫理	ヒューマニズム	①生と死 ②医療の担い手としてのこころ構え ③信頼関係の確立を目指して					
法規 制度 倫理	イントロダクション	①薬学への招待 ②早期体験実習					
実務	実務実習事前学習	事前学習を始めるにあたって 処方せんと調剤 疑義照会 医薬品の管理と供給 リスクマネージメント 服薬指導と患者情報 事前学習のまとめ	10問	0問	20問 + 30問 (組合せ①②③) + 35問 (複合①②③)	95問	
実務	病院実習	病院調剤を実践する 医薬品を動かす・確保する 情報を正しく扱う ベッドサイドで学ぶ 薬剤を造る・調べる 医療人としての薬剤師					
実務	薬局実習	薬局アイテムと管理 情報のアクセスと活用 薬局調剤を実践する 薬局カウンターで学ぶ 地域で活躍する薬剤師 薬局業務を総合的に学ぶ					
	出題数		90問	105問	150問	345問	